

改正

平成29年10月23日訓令甲第14号

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第3条 武蔵村山市（以下「市」という。）が実施する総合事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号訪問事業
- (2) 第1号通所事業
- (3) 第1号介護予防支援事業
- (4) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業のうち、市長が必要と認める事業

(総合事業の実施方法)

第4条 総合事業は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69に規定する基準を満たす者に対する委託による実施

(利用対象者)

第5条 第3条各号に規定する事業の対象者は、被保険者（市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市内に所在する他の区市町村が行う介護保険の住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）のうち次に掲げる者とする。

- (1) 第3条第1号から第3号までの事業にあつては、居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）に該当した

者

(2) 第3条第4号の事業にあつては、第1号被保険者

(利用の手続)

第6条 総合事業を利用しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該事業を利用しようとする者は、地域包括支援センターに、当該届出に関する手続を代わって行わせることができる。

(1) 被保険者証

(2) 基本チェックリスト

(第1号事業に要する費用の額)

第7条 第1号訪問事業に要する費用の額は、1月につき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に掲げる武蔵村山市の地域区分に基づく介護予防訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 第1号訪問事業のうち施行規則第140条の63の6第1号の基準によるもの 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「費用の額の算定に関する基準」という。)別表の1に定める介護予防訪問介護費の単位数(一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)

(2) 第1号訪問事業のうち施行規則第140条の63の6第2号の基準によるもの 別表第1に定める単位数(一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)に、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める単位数を加えた合計の単位数

ア 新規に訪問型サービスに係る計画を作成した利用者に対して、初回の訪問型サービスを行った日からその日の属する月の末日までの間に、次のいずれかに該当する場合 200単位

(ア) サービス提供責任者が訪問型サービスを行った場合

(イ) 訪問型サービスを行う訪問介護員等にサービス提供責任者が同行した場合

イ 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防・生活支援サービス計画を

作成した場合であつて、当該理学療法士等と連携し、当該介護予防・生活支援サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったとき 100単位

ウ 別表第2の中欄に掲げる基準を満たすものとして市長に届け出たサービス事業者が、利用者に対し、訪問型サービスを提供した場合 同表の右欄に掲げる単位数（一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号イの規定による単位数の加算は、初回の訪問型サービスが行われた日の属する月以後3か月の間のみ行うものとする。
- 3 第1項第2号ウに規定する場合において、別表第2の左欄に掲げるいずれかの介護職員処遇改善加算を算定しているときは、その他の介護職員処遇改善加算は、算定しない。
- 4 第1号通所事業に要する費用の額は、1月につき、単価告示に掲げる武蔵村山市の地域区分に基づく介護予防通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、費用の額の算定に関する基準別表の6に定める介護予防通所介護費の単位数（一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、1月につき、単価告示に掲げる武蔵村山市の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める単位数（一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（利用者負担額）

第8条 総合事業の利用者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業を利用したときは、当該事業に要する費用の額の100分の10（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20）に相当する額を当該事業を提供した事業者を支払わなければならない。

（高額介護予防サービス費相当事業費の支給）

第9条 市長は、総合事業の対象者が利用した第1号訪問事業又は第1号通所事業に要した費用の額について、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス費相当事業費を支給する。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給）

第10条 市長は、総合事業の対象者が利用した第1号訪問事業又は第1号通所事業に要した費用の額について、法第61条の2第1項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。

(支給限度額)

第11条 第7条に規定する費用の合計額は、基本チェックリスト該当者若しくは居宅要支援被保険者（要支援1の者に限る。）については居宅介護サービス費等区分支給限度基準額若しくは介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額、又は居宅要支援被保険者（要支援2の者に限る。）については同号に定める要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80）に相当する額を超えることができない。

(指定事業者の指定)

第12条 法第115条の45の5第1項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（第2号様式）に、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項に係る書類（以下「必要書類」という。）を添付して、事業所ごとに市長に申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請者が施行規則第140条の63の6に規定する市が別に定める基準（以下「指定基準」という。）を満たしているかどうかを審査し、指定を行う場合にあつては武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（第3号様式）により、指定を行わない場合にあつては武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）不承認通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。
- 3 指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書に必要書類を添付して、事業所ごとに市長に申請を行わなければならない。この場合において、施行規則第140条の63の5第3項の規定に該当するときは、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は必要書類の添付を省略させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、指定の更新を行う場合にあつては武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書により、指定の更新を行わない場合にあつては武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）不承認通知書により、当該申請者に通知する。

3 指定の更新の有効期間は、6年とする。

(変更等の届出)

第14条 指定事業者の指定を受けている者（以下「第1号事業者」という。）は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項の変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書（第5号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

2 第1号事業者は、指定に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止・休止・再開届出書（第6号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

3 第1号事業者は、休止している事業を再開しようとするときは、事業を再開しようとする日の10日前までに、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止・休止・再開届出書により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消等)

第15条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定取消・停止通知書（第7号様式）により、当該取消し又は停止に係る者に通知する。

(生活支援コーディネーターの配置)

第16条 市長は、次に掲げる業務を行わせるため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置することができる。

- (1) 地域資源（地域の住民、事業者等が提供する高齢者等の支援につながる活動又はサービスをいう。）の把握及び開発
- (2) 関係機関の情報共有及び連携体制の構築
- (3) 支援が必要な高齢者等と地域資源との結び付け

(協議体の設置)

第17条 市長は、地域包括ケアシステム（重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、要介護状態となることの予防対策及び生活支援が一体的に提供される仕組み及び体制をいう。）の構築に向けて地域の課題等について協議するため、市、関係機関等により構成される協議体を設置することができる。

(苦情処理)

第18条 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情等に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、苦情等を受け付けたときは、当該苦情等の内容を記録する。

3 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち、市で対応することが困難なものについては、その対応を東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項の規定により東京都知事の認可を受けて設立された団体をいう。以下同じ。）に依頼することができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち市で対応することが困難なものについて、第1号事業者に対する調査、指導又は助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

5 市長は、第1号事業者に対し、次に掲げる事項の順守を義務付けるものとする。

（1） 前項の規定により市長の依頼を受けて東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。

（2） 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

（3） 東京都国民健康保険団体連合会から前号の改善についての報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

（指導及び監督）

第19条 市長は、第1号事業者に対し、必要に応じて指導及び監督を行うことができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による指定事業者の指定に係る申請及び指定に関する手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年10月23日訓令（甲）第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

区分	1週間当たりの回数	単位数
有資格者による訪問型サービス（法第8条第2項に規定する介護福祉士その他介護保険法施行令（平成10年政令第412号）で定める者が提供する訪問型サービスをいう。）	1回程度	1回につき213単位（1月の単位の合計が934単位を超える場合は、1月につき934単位とする。）
	2回程度	1回につき216単位（1月の単位の合計が1,868単位を超える場合は、1月につき1,868単位とする。）
	3回程度	1回につき228単位（1月の単位の合計が2,963単位を超える場合は、1月につき2,963単位とする。）
市が指定する研修の修了者による訪問型サービス（市が指定する研修を修了し、市長による武蔵村山市認定ヘルパーの認定を受けた者が提供する訪問型サービスをいう。）	1回程度	1回につき186単位（1月の単位の合計が818単位を超える場合は、1月につき818単位とする。）
	2回程度	1回につき189単位（1月の単位の合計が1,635単位を超える場合は、1月につき1,635単位とする。）
	3回程度	1回につき200単位（1月の単位の合計が2,593単位を超える場合は、1月につき2,593単位とする。）

備考 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、サービスを行う場合は、単位数に100分の90を乗じる。

別表第2（第7条関係）

区分	基準	単位数
介護職員処遇改善加算 (I)	次に掲げる全ての基準に適合すること。 1 キャリアパス要件I (1) 介護職員の任用の際における職位、職	第7条第1項第2号で算定した単位数の1,000分の137に相当する単位

	<p>責又は職務内容等に応じた任用等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。</p> <p>(2) (1)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>2 キャリアパス要件Ⅱ</p> <p>(1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修を実施し、又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>イ 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。</p> <p>(2) (1)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>3 キャリアパス要件Ⅲ</p> <p>(1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基</p>	数
--	---	---

	<p>準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>ア 経験に応じて昇給する仕組み 勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>イ 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士や実務者研修修了者などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>(2) (1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>4 職場環境等要件 平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。</p>	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)のキャリアパス要	第7条第1項第2号で

(II)	件 I、キャリアパス要件 II 及び職場環境等要件の全てを満たすこと。	算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
介護職員処遇改善加算 (III)	次に掲げる全ての基準に適合すること。 1 介護職員処遇改善加算 (I) のキャリアパス要件 I 又はキャリアパス要件 II のいずれかを満たすこと。 2 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。	第7条第1項第2号で算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数
介護職員処遇改善加算 (IV)	介護職員処遇改善加算 (I) のキャリアパス要件 I、キャリアパス要件 II 又は介護職員処遇改善加算 (III) の2の要件のいずれかを満たすこと。	介護職員処遇改善加算 (III) の項により算定した単位数(一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)の100分の90に相当する単位数
介護職員処遇改善加算 (V)	介護職員処遇改善加算 (I) のキャリアパス要件 I、キャリアパス要件 II 及び職場環境等要件並びに介護職員処遇改善加算 (III) の2の要件のいずれも満たさないこと。	介護職員処遇改善加算 (III) の項により算定した単位数(一単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)の100分の80に相当する単位数

別表第3 (第7条関係)

区分	単位数
介護予防ケアマネジメント費	430単位
初回加算(地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を	300単位

<p>受けた居宅介護支援事業者において、新規に介護予防・生活支援サービス計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定する加算をいう。)</p>	
<p>介護予防小規模多機能型居宅事業所連携加算 (利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所に提供し、当該事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に算定する加算をいう。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を策定している場合は、算定しない。)</p>	300単位

第1号様式 (第6条関係)

第1号様式(第6条関係)

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更・終了	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		性 別	
		男 ・ 女	
介護予防サービス計画作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
事業所名		事業所の所在地	
		〒 -	
事業所番号		電話番号 ()	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒 -	
事業所番号		電話番号 ()	
サービス開始(終了)年月日		年 月 日	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
変更年月日 (年 月 日付)			
武蔵村山市長 殿			
上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
被保険者 住所 _____			
氏名 _____ 印			
電話番号 () _____			

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、介護保険被保険者証を添付して速やかに武蔵村山市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず武蔵村山市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業所(地域包括支援センター) 事業所番号	收受印	入力

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第12条・第13条関係)

第2号様式(第12条・第13条関係)

受付番号

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定(更新)申請書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者の職・氏名

Ⓜ

介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者の(指定・指定更新)を受けたいので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(第12条第1項・第13条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

武蔵村山市保険者番号 132233

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	〒 (-)						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
	法人の種類別				法人所管庁			
	代表者の職名	代表者の氏名		代表者の生年月日				
	代表者の住所	〒 (-)						
指定を受けようとする事業所	フリガナ							
	名称							
	事業所の所在地	〒 (-)						
	同一事業所で行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日				
	第1号事業	国基準相当サービス						
		訪問型サービス						
		通所型サービス						
	基準緩和型サービス	訪問型サービス						
		介護保険事業者番号						
	指定を受けている他市町村名							
医療機関コード等								(保健医療機関として指定を受けている場合)

備考 1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所管庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

(日本工業規格A列4番)

第3号様式(第12条・第13条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長



武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書

年 月 日付で申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の（指定・指定の更新）については、下記のとおり決定したので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（第12条第2項・第13条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所の所在地
- 3 代表者（職名及び氏名）
- 4 指定（更新）年月日
- 5 指定に係る有効期間
- 6 サービスの種類

（日本工業規格A列4番）

様

武蔵村山市長



武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の（指定・指定の更新）については、下記のとおり承認しないことになりましたので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（第12条第2項・第13条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所の所在地
- 3 代表者（職名及び氏名）
- 4 サービスの種類
- 5 理由

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

所在地
 事業者 名称
 代表者氏名 ㊟

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

	介護保険事業所番号	
指定内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	
6	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)
7	事業所の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

所在地
 事業者 名 称
 代表者氏名 ㊟

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止・休止・再開届出書

次のとおり事業の（廃止・休止・再開）をしました（します）ので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条（第2項・第3項）の規定により届け出ます。

	介護保険事業所番号						
(廃止・休止・再開)する事業所	名 称						
	所在地						
サ ー ビ ス の 種 類							
廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 の 別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開						
廃止・休止・再開した(する)年月日	年 月 日						
廃止・休止した(する)理由							
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)							
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

様

武蔵村山市長



武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定取消・停止通知書

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により通知します。

1 対象事業所

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業者番号
- (4) サービスの種類

2 指定（取消・停止）理由

3 指定（取消・停止）年月日

年 月 日

4 停止の期間（停止の場合のみ）

年 月 日 から 年 月 日まで

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）